東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第20条　学生の懲戒等に関する事務は、各地区事務部の協力を得て学務部学生総合支援課が行う。	本則 （事務） 第20条　学生の懲戒等に関する事務は、各地区事務部の協力を得て学務課が行う。	

附　則（平成31年4月1日規程第19号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。